

警察庁政策評価研究会委員からの追加意見聴取要旨

1 日時

令和4年9月16日（金）（書面により実施）

2 委員（五十音順）

内山 融 東京大学大学院総合文化研究科教授
木村 光江 日本大学大学院法務研究科教授（座長）
野口 貴公美 一橋大学大学院法学研究科教授
横山 淳 株式会社PMA グループ代表取締役

3 議題

令和3年度実施評価書（案）の修正について

4 議事要旨

議題について、研究会委員の意見等及び警察庁の回答の概要は以下のとおり。

（委員：○、警察庁：●）

<基本目標5・業績目標1について>

○ 安倍元総理に対する銃撃事案を受けて、新たな業績目標を立て、それに伴い業績目標1を修正された点は、迅速な対応として評価します。ただし、達成状況を「×」とすると、令和3年はオリンピック、パラリンピックで十分な成果を挙げたことが適切に評価されていないようにも思います。たしかに、令和3年度の段階でも体制として不十分であったという意味で達成状況に問題があったと指摘することは重要で、「×」もやむを得ないのかもしれませんが、例えば、目標の達成状況の「判断根拠」の冒頭において、「令和3年度中、各警衛・警護警備において警備対象の安全が確保された」と記載してもよいように思います。

● 安倍元総理に対する銃撃事案の発生を受けた警護の検証・見直しが行われるまで、警察庁は、警護対象者を指定するにとどまり、国際首脳会合等の大規模警護の場合を除き、専ら都道府県警察に警護を委ねていました。こうした運用が長年維持されてきた原因としては、警護について、長期間にわたり重大な結果が発生せず、また、結果として重大な結果が発生しなかったことをもって、それで良いとする風潮があったものと認識しています。

こうした点を踏まえ、結果として重大な結果が発生しなかったことをもって「安全が確保された」と評価することは適切ではないと考えることから、御指摘の箇所については、現在の案を維持させていただきます。

○ 新たな業績目標の「警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警護・警備の実施」の業績目標として、「違法行為の発生状況（発生件数）」が挙げられています
が、「違法行為」とはどの程度の事案を想定されているのでしょうか。「犯罪行為」
でなく「違法行為」とされている趣旨は、刑法犯、特別刑法犯や条例の罰則対象以
外のものも含むとする意味なのか、もし現時点で想定されている事例等がありまし
たら御教示ください。

● 「違法行為」と「犯罪行為」の定義については御指摘のとおりであり、現時点
において刑法犯、特別法犯や条例の罰則対象以外のものの具体的事例は想定して
おりませんが、警護においては、あらゆる違法行為の発生を抑止することを目的
としているため、「違法行為」とさせていただきます。

○ 安倍元総理に対する銃撃事案については、私もとても遺憾に思っておりました。
本事件を受けて業績指標①の達成状況を「△」としたこと、及び業績目標の評価結
果を「×」としたことは妥当だと考えます。

一方、以下の質問があります。評価書の「警察庁において検証を行った結果、一
部の警護を除き、都道府県警察に警護を委ねていた実態等が明らかになり」との叙
述から推し量ると、警察庁の関与が高い場合は警護の成功の可能性が高く、関与が
低い場合はその可能性が低くなると読むことができるように思われます。この点
で、成功事例として挙げられているオリンピックは警察庁の関与が高いものとして
位置づけられるのでしょうか。

私の意図は、成功事例と失敗事例の関係を明らかにした方がわかりやすいのでは
ないか、ということです。例えば、このような条件が揃えば成功に結びつきやすい
がそうでないと失敗のおそれがある、といった因果関係が指摘できると理想的で
す。とはいえ、警護に関する情報は機密度が高いことは承知していますので、可能
な限りで教えていただけると幸いです。

● 本事件の発生前から、警察庁では、内閣総理大臣の国内外における警護、特に
事例1に記載されているような海外における警護や、外国要人の来日に伴う警
護、国際首脳会合等の大規模警護については、警護計画の具体的な内容の報告を
受けるなどしており、他の警護よりも強く関与していました。

御指摘の叙述箇所は、安倍元総理に対する銃撃事案の検証の結果、警護計画や
その前提となる危険度評価に不備があったこと、現場指揮官の指揮が十分でなか
ったこと等が明らかとなり、さらに、問題の根底に、専ら都道府県警察に警護を
委ねてきたことがあることが明らかになったことを記載したものです。

○ 「一部の警護を除き、都道府県警察に警護を委ねていた」とありますが、そもそ
も、「警護」についての警察庁と都道府県警察との役割分担はどのように考えるべ
きなのか明らかではないため、「警護を委ねていた」ことにどのような問題があ
ると考えているのかが文章からは伝わってこないように感じます。換言すると、

「都道府県警察に警護を委ねる」こと自体が悪いのではなく、問題は、その「委ね方」にあるのではないかということです。各文書における記載箇所の「分量」は限られているので全てを書き切ることは難しいと思いつつも、今回の事象の何を改善すべきなのかがもう少し具体的・明確になるように記述する必要があるのではないかと思います。

- 御指摘を踏まえ、評価書の記載を以下のとおり修正いたします。

修正前：「一部の警護を除き、都道府県警察に警護を委ねていた実態等」

修正後：「一部の警護を除き、警護の実施はもとより、警護計画の作成やその前提となる危険度の評価を行うための情報収集等を都道府県警察に委ねていた実態等」

- 警護計画作成等における「警察庁の関与の強化」とはどのような内容なのでしょう。また、関与を強化するとどのような意味で「警護が高度化」するのでしょうか。

- 警察庁は、これまで警護対象者を指定するにとどまり、国際首脳会合等の大規模警護の場合を除き、専ら都道府県警察に警護を委ねていたところ、新たな警護要則の下では、警察庁が

- ・ 情報を収集・分析し、警護上の危険度を評価する
- ・ 警護計画の基準を作成する
- ・ 警護計画案の報告を受け、必要に応じ修正を行う
- ・ 警護を実施した都道府県警察から、今後の警護において留意すべき事項その他参考事項について報告を受ける
- ・ 体系的な教養計画を作成し、高度な訓練を実施する

などの取組により、警護への関与の強化を図ることとしています。

こうした取組により、警護に関して情勢の変化も踏まえつつ不断に改善を図ることが制度的に担保され、警護の高度化が図られるものと考えています。

- 今回の事案を受け、評価書そのものを見直すこと自体はあり得べき対応だとは思いますが、ある事象が発生したことにより、これまでの評価結果はこのように大きくかわってしまうものなのでしょうか。

- 安倍元総理銃撃事件の発生を受けた警護の検証・見直しが行われるまで、警察庁は、警護対象者を指定するにとどまり、国際首脳会合等の大規模警護の場合を除き、専ら都道府県警察に警護を委ねていました。こうした運用が長年維持されてきた原因としては、警護について、長期間にわたり重大な結果が発生せず、また、結果として重大な結果が発生しなかったことをもって、それで良いとする風潮があったものと認識しています。

他方で、こうした点は、客観的な「実績」や「判断根拠」と位置付けることが困難であることから、これらの欄には、客観的な事実として、令和3年度時点における警護に係る状況のみを記載しています。

以 上